

第 3 回尼崎市都市計画審議会

事 前 説 明

平成 30 年 6 月 25 日

尼崎市都市計画審議会

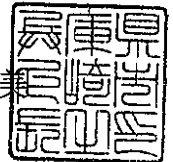
第3回尼崎市都市計画審議会事前説明目録

番号	区 分	件 名	備 考	ページ
1	事前説明 第 6 号	阪神間都市計画公園の変更（3.3.422 号 尼崎城址公園他 1 箇所、尼崎市決定）につ いて		6－1

尼都計第1270号
平成30年6月25日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 兼



尼崎市事前説明第6号
阪神間都市計画公園の変更(3.3.422号 尼崎城址公園他1箇所、尼崎市決定)について

みだしのことについて、別紙のとおり事前説明を行います。

以 上
(都市計画課)

阪神間都市計画公園の変更（3.3.422号 尼崎城址公園他1箇所、尼崎市決定）について

1 背景

尼崎城址公園は、昭和58年1月に都市計画決定された面積約1.2haの都市計画公園（近隣公園）です。県立尼崎病院の跡地に旧尼崎城の面影を今に伝えるような公園として計画され、平成2年度から平成5年度にかけて、主に公園の北西部分の石垣や漆喰塀、散策路などの整備を実施しましたが、隣接する図書館や歴史博物館との一体的な景観に配慮した整備計画であったため、歴史博物館建設事業の休止に伴い、以後は整備できておらず、供用面積は約0.3haに留まっています。

一方、尼崎城址公園の位置する城内地区は、その名のとおり近世に尼崎城があった地区であり、明治の廃城令により城が取り壊された後も、旧城郭内には尼崎町役場・尼崎市役所、尼崎警察署、市立図書館、尼崎郵便局、各種市立学校などが建てられた尼崎市制発祥の地として、今なお明治、大正、昭和初期の建築物が現存する歴史的にも貴重な地区です。

こうしたなか、平成28年に迎えた市制100周年を契機として、寺町とともに歴史文化ゾーンを構成する城内地区に残された歴史・文化資源を活かすことで都市の魅力向上と交流人口の増加をめざすとともに、歴史文化という新たな都市イメージを付加することで、市民のまちに対する誇りや愛着の醸成につなげることを目的に、平成27年12月に「城内地区における都市再生整備計画」を策定し、今後、尼崎城址公園も含めた地区内の整備に取り組んでいくこととなりました。

2 都市計画変更に係る手続きの状況（これまで）

城内地区の玄関口にふさわしい景観形成・空間整備を行うべく、尼崎城址公園の区域及び面積の変更に向けて、平成28年5月に都市計画審議会に報告した後、同年7月に市民意見公募（パブリックコメント）を行うとともに、同内容の住民説明会を実施しました。

その後、かつてあった尼崎城が寄付により尼崎城址公園内に再建されることとなり、建築される尼崎城との調和がとれた公園として、その機能や施設を再検討した結果、公園としての景観上や利用上、防災上等の更なる機能向上を図るため、公園北東角の私有地部分を新たに計画区域に追加することとし、平成29年4月に改めて市民意見公募（パブリックコメント）を行うとともに、同内容の住民説明会を実施しました。

また、併せて、当時の尼崎城の二の丸に位置している三の丸公園の名称を「二の丸公園」に変更することとしました。

3 都市計画法第17条（同法第21条第2項において準用）に基づく案の縦覧及び意見書の提出状況

平成29年10月に案の法定縦覧を行った結果、今回計画区域に追加しようとする土地の地権者の1人から、「計画区域に追加されることの是非を再考するのに要する時間がほしい」旨の意見書が提出されました（表1上段）。

私有地を都市計画公園の区域に追加することは土地所有者に対する影響が大きく、今後の用地取得等への影響も大きいことから、いただいたご意見を受け、当該地権者とは引き続き協議を行っていくこととし、一旦、当該区域を除いた区域で計画案の変更案を作成することとしました。

その後、作成した計画案の変更案について、平成30年1月に再縦覧を行った結果、別の地権者の1人から、当該都市計画変更案に反対する旨の意見書が提出されました（表1下段）。

このような状況を受けて、尼崎城址公園の都市計画変更のあり方について、改めて検討を行いました。

表 1 都市計画変更案に対する意見書の要旨

縦覧期間	提出数	意見書の要旨
平成 29 年 10 月 4 日 ～10 月 18 日	1 通	今回の計画変更で、家族が所有する土地を公園の区域に加えようとしているが、土地の活用についてあらゆる選択を視野に入れた再考に要する時間がほしい。 計画案については良い計画であり、協力すべきとも考えている。 地権者の意向に沿った変更となるようお願いしたい。
平成 30 年 1 月 15 日 ～1 月 29 日	1 通	城の正面の計画区域南東角の民有地部分は、現在空き家になっているにもかかわらず公園区域に追加せず、城の裏面である北東角の民有地部分を追加するのは納得できないので、変更案に反対する。 南東角の民有地部分を計画区域に追加することになれば北東角の民有地部分を区域に追加することを承諾するが、それまで、北東角は区域に追加しないでほしい。 当初計画決定後、整備することを長年放置し、今回も予算も整備見通しもない 30～40 年先のことを計画するのか。

4 尼崎城址公園の都市計画変更のあり方について

今回の都市計画変更は、尼崎城址公園において、城内地区の玄関口にふさわしい景観を形成するほか、教養・文化活動等様々な余暇活動の場となる空間を整備し、さらに災害時における一時避難地を確保するなど、近隣公園としての機能強化を図るため、南東角及び北東角の民有地部分も含めて、その区域及び面積を変更しようとするものです。

その一方で、民有地を都市計画公園の区域に追加することは、土地所有者の権利を制限するものであり、土地利用等に対する影響だけでなく、その後の円滑な用地取得や公園整備に対する影響も大きいことから、その意見は慎重に取り扱う必要があります。

他方、城内地区の都市再生整備計画事業の事業期間内（平成 28 年度～32 年度）における当該公園の円滑な事業実施に向けて、速やかに都市計画変更を行っていく必要があります。

こうした都市計画公園としての必要性や整備の実現性、都市計画変更のタイミングなどを総合的に勘案した結果、変更後の尼崎城址公園の計画区域を再度見直し、別紙のとおり平成 29 年 10 月に作成した案と同内容である道路等に囲まれた一団の区域とした上で、改めて都市計画変更の手続きを進めていきます。

なお、本市が目指す城内地区の玄関口にふさわしい景観形成の実現に向けて、引き続き民有地の地権者との協議を行っていくとともに、今後、区域内の地権者のご協力を得ながら、円滑に事業が実施できるよう努めていきます。

5 計画書等一式（案）

別紙のとおり

6 今後の予定

平成 30 年 7 月 案の縦覧

平成 30 年 9 月 尼崎市都市計画審議会（付議）

都市計画決定告示

以 上

計画書（案）

阪神間都市計画公園の変更（尼崎市決定）

都市計画公園中 2.2.4147 号三の丸公園を 2.2.4147 号二の丸公園に名称を改め、
3.3.422 号尼崎城址公園ほか 1 公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
近隣公園	3.3.422	尼崎城址公園	尼崎市北城内	約 1.5ha	城壁石積、散策路、芝生広場、城、池、四阿、ベンチ、遊戯施設、便所、植栽 (面積及び区域の変更)
街区公園	2.2.4147	二の丸公園	尼崎市北城内	約 0.23ha	H陰棚、遊具、植栽、芝生広場、ベンチ (名称の変更)

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理由書（案）

平成 28 年に迎えた市制 100 周年を契機として、寺町とともに歴史文化ゾーンを構成する城内地区に残された歴史・文化資源を活かすことで都市の魅力向上と交流人口の増加をめざすとともに、歴史文化という新たな都市イメージを付加することで市民のまちに対する誇りや愛着の醸成につなげることを目的に、平成 27 年 12 月に「都市再生整備計画」が策定された。

この計画を受けて、周辺の歴史館機能等の施設整備と連携しながら、市街地における環境を保全しつつ城内地区の玄関口にふさわしい景観を形成するほか、教養・文化活動等様々な余暇活動の場となる空間を整備し、さらに、災害時における一時避難地を確保するなど、近隣公園としての機能強化を図るため、尼崎城址公園の区域及び面積を変更する。

また、併せて、当時の尼崎城の二の丸に位置している三の丸公園の名称を「二の丸公園」に変更する。

計画図 (案)

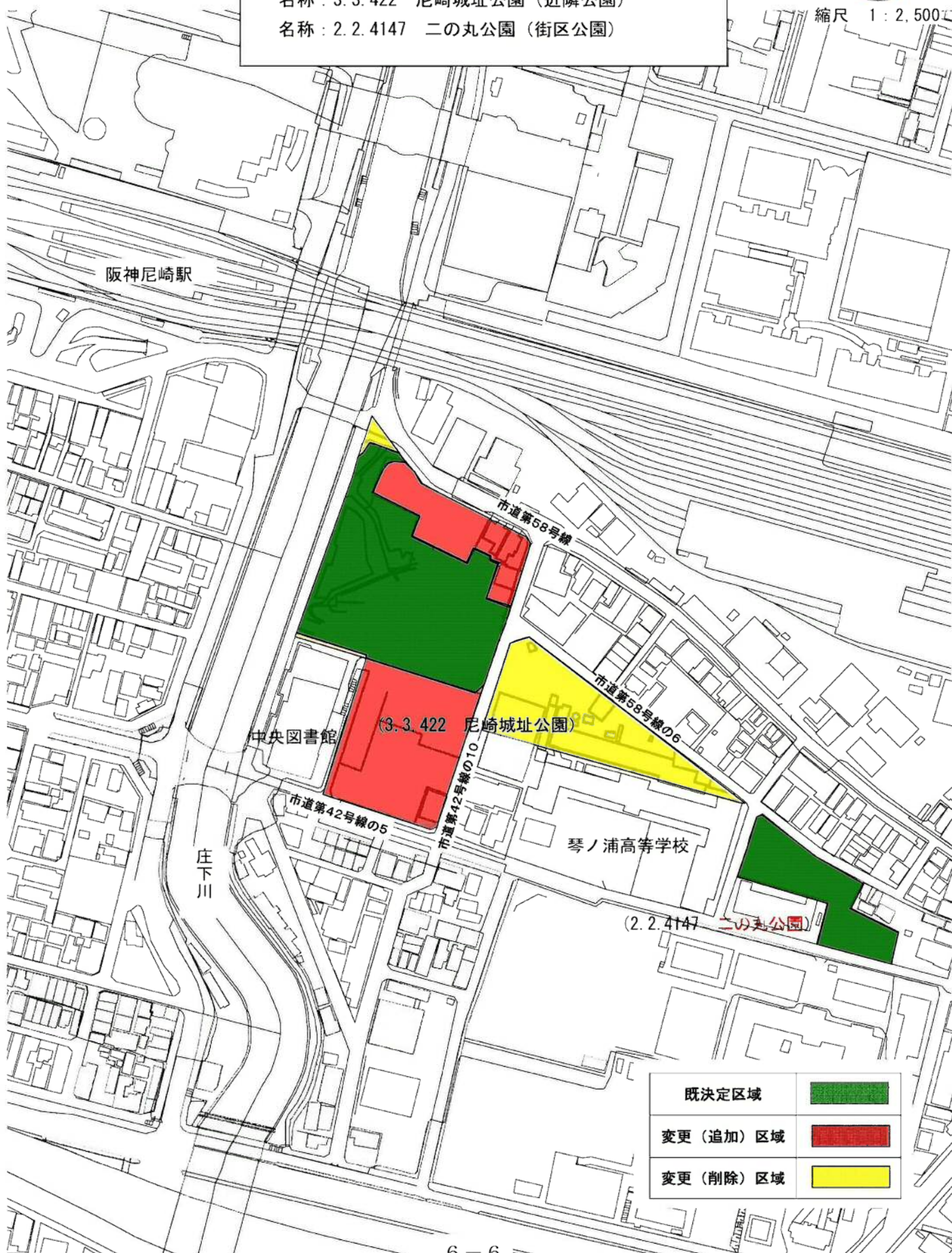
阪神間都市計画公園の変更 (尼崎市決定)

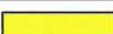
名称 : 3.3.422 尼崎城址公園 (近隣公園)

名称 : 2.2.4147 二の丸公園 (街区公園)



縮尺 1 : 2,500



既決定区域	
変更 (追加) 区域	
変更 (削除) 区域	

変更前後対照表

3.3.422 号 尼崎城址公園ほか 1 公園

変更	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	公園名			
変更前	近隣公園	3.3.422	尼崎城址公園	尼崎市北城内	約 1.2ha	城壁石積、散策路、多目的広場、展望広場、芝生広場、藤棚、便所、四阿、遊戯施設、植栽
変更後	近隣公園	3.3.422	尼崎城址公園	尼崎市北城内	約 1.5ha	城壁石積、散策路、芝生広場、城、池、四阿、ベンチ、遊戯施設、便所、植栽 (面積及び区域の変更)
変更前	街区公園	2.2.4147	三の丸公園	尼崎市北城内	約 0.23ha	日陰棚、遊具、植栽、芝生広場、ベンチ
変更後	街区公園	2.2.4147	三の丸公園	尼崎市北城内	約 0.23ha	日陰棚、遊具、植栽、芝生広場、ベンチ (名称の変更)